

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

（問 45）いわゆる形式的基準による特別関係者を相手方として、立会外取引を利用した株券等の買付け等（いわゆるクロス取引、相手方指定取引等）を行う場合、公開買付けを行う必要がありますか（法 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

立会外取引を利用した株券等の買付け等であっても、当該買付け等の相手方が、いわゆる形式的基準による特別関係者（法 27 条の 2 第 1 項ただし書の特別関係者）であると特定することができる場合には、公開買付けを行う必要はないと考えられます。